

令和4年4月より保険料が変わります

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の諸事業に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国は社会保障制度を持続可能とするため、様々な改革を進めています。現在は全世代対応型の持続的な社会補償制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、「全世代型社会保障構築会議」が設置され協議がなされています。こうした中、当組合が担う医療、介護に係わる保険料には、①基礎保険料（医療給付費分）、②後期高齢者支援金等保険料（75歳以上の国への移行者分）、③介護納付金保険料（40歳から64歳の被保険者）があり、合算してお支払い頂いておりますが、この度①の保険料に改定の必要が生じたことから、第173回通常組合会承認のもと下記のとおり改定することになりました。

厳しい経済情勢の中、甚だ恐縮に存じますが事情ご賢察のうえ、ご理解ご協力賜りたくお願い申し上げます。

記

①基礎保険料（医療給付費分） —全ての被保険者に賦課されます—

組合の財政運営は、医療費の増加、制度改革による補助金の削減や補助率の見直し、加えて前期高齢者納付金の大幅な増加等の影響により、繰越金を全額繰入れ、さらに医療費の適正化、諸経費の節減、事務の効率化等に努めても、4億9,000万円余の不足が生じると推計されます。このため、現下の経済情勢を鑑み、法定積立金の取り崩しを行っても、なお不足する1億5,000万円余について保険料改定をお願いするものであります。改定は組合員月額200円増、家族1人あたり月額200円増となります。

(1) 月額保険料	改定後	(現行)
事業主組合員	18,900円	(18,700円)
従業員組合員	10,300円	(10,100円)
家族	6,200円	(6,000円)

(2) 改定時期 **令和4年4月分**保険料より

②後期高齢者支援金等保険料 —全ての被保険者に賦課されます—

(1) 月額保険料 現行のまま据え置いてまいります。
(現行) 3,000円

③介護納付金保険料 —40歳～64歳の被保険者に賦課されます—

(1) 月額保険料 現行のまま据え置いてまいります。
(現行) 3,500円

■ 75歳以上の後期高齢者組合員分保険料は、現行の300円のまま据え置いてまいります。



—健康を通して一生のおつきあい—

東京食品販売国民健康保険組合